

香川県耐震改修促進計画(第二次計画)

～地震に強い「信頼・安心」の香川づくり～

平成28年12月

平成31年4月(改正)



目次

第1章 基本的事項

1 計画策定の背景	2
2 計画の目的	3
3 用語の定義	3
4 計画の基本的事項	4
5 計画の期間	4
6 想定される地震規模と被害の想定	5
7 減災効果の予測	11

第2章 住宅・建築物の耐震化の現状と目標

1 住宅・建築物の耐震化の現状	12
2 住宅・建築物の耐震化の課題	15
3 特に耐震化を図るべき建築物及び目標	15

第3章 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策

1 役割分担	18
2 地震発生時に通行を確保すべき道路に関する事項	21
3 耐震診断・耐震改修の促進に係る基本的な取組み方針	21
4 耐震診断・耐震改修の促進を図るための支援策の概要	24
5 安心して耐震診断、耐震改修を行うための環境整備	25
6 地震時の総合的な安全対策の概要	25

第4章 建築物の地震に対する安全性向上に関する周知・啓発

1 地震防災マップの作成・公表	28
2 相談体制の整備及び情報提供の充実	29
3 パンフレットの作成、講習会の開催	29
4 リフォームにあわせた耐震改修の誘導	30
5 自治会等との連携	30

第5章 法による指示・公表及び建築基準法による勧告又は命令等についての所管 行政庁との連携

1 法による指導等の実施	31
2 建築基準法による勧告又は命令等の実施	31

第6章 その他建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項

1 市町が定める耐震改修促進計画	32
2 本計画の推進に関する事項	33
3 その他	34

資料編	35
-----------	----

第1章 基本的事項

1 計画策定の背景

平成7年1月に発生した阪神・淡路大震災により6,400人余の尊い命が失われましたが、このうち4,831人が住宅・建築物の倒壊によるものであり、これは地震による直接的な死者数の約9割に相当します。その後も、新潟県中越地震（平成16年10月）、新潟県中越沖地震（平成19年7月）、福岡県西方沖地震（平成17年3月）、岩手・宮城内陸地震（平成20年6月）などの大地震が頻発しており、特に東日本大震災（平成23年3月）は、これまでの想定をはるかに超える巨大な地震・津波により、一度の災害で戦後最大の人命が失われるなど、甚大な被害をもたらしました。

また、熊本地震（平成28年4月）では、震度7の揺れが連続して発生し、約3万7千棟の住宅が全半壊、約2千8百棟の建物が被害を受けるなど大きな被害が発生しました。今回の熊本地震の発生により、我が国において、大規模な地震がいつどこで発生してもおかしくないとの認識が、さらに高まったものと考えています。

一方で、南海トラフを震源とする大規模な地震の発生確率が、今後30年間で70%程度とされており、ひとたび地震が発生すると、被害は本県でも甚大なものになると想定されています。

平成17年3月の国の中央防災会議では、今後10年間で地震による死者数等を半減させることを目標とする地震防災戦略が決定されるとともに、同年6月の地震防災推進会議では、住宅及び特定建築物の耐震化率を現状の75%から10年後に90%にするという提言が取りまとめられました。

これらを受け、平成17年11月に「建築物の耐震改修の促進に関する法律」（以下「法」という。）が改正され、国は「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」（平成18年1月25日付け国土交通省告示第184号。以下「国の基本方針」という。）を示し、平成27年までの住宅及び多数の者が利用する建築物の耐震化率の目標を90%と設定しました。

本県では、平成19年3月に「香川県建築物耐震化推進プラン（香川県耐震改修促進計画）」（以下「第一次計画」という。）を策定し、平成27年度における住宅及び多数の者が利用する建築物の耐震化率の目標を定め、住宅・建築物の耐震化に向けた各種施策に取り組んできました。

こうした中、国は平成28年3月25日付け国土交通省告示第529号により、平成32年までの住宅及び多数の者が利用する建築物の耐震化率の目標を95%と設定した基本方針を示しました。

今般、同プランが平成28年3月をもって計画期間が満了したことから、国の基本方針の改正内容を踏まえるとともに、香川県地域防災計画との整合を図り、後継計画として「香川県耐震改修促進計画（第二次計画）」（以下「第二次計画」という。）を策定しました。

2 計画の目的

第二次計画は、近い将来発生が予想される南海トラフを震源とする大規模な地震による住宅・建築物の倒壊等から人的・経済的被害を軽減するため、主として昭和56年以前のいわゆる旧耐震基準で建築された既存住宅・建築物の耐震化を総合的かつ計画的に促進することを目的としています。

また、市町の耐震改修促進計画の指針となるものでもあります。

3 用語の定義

本計画で使用する主な用語について、以下のとおり定義するほか、特に定めのない場合は、耐震改修促進法、同法関係政省令及び関連告示の用語の例によるものとします。

用語	定義
耐震診断	建築物の地震に対する安全性を評価すること。
耐震改修	建築物の地震に対する安全性の向上を目的として、増築、改築、修繕、模様替え若しくは一部の除却又は敷地の整備をすること。
所管行政庁	建築主事を置く市町の区域（高松市）においては当該市町の長をいい、その他の市町の区域においては知事をいう。
旧耐震基準	昭和56年6月1日の耐震基準の見直しがされる以前に工事着工した建築物に適用されていた耐震基準。
新耐震基準	昭和56年6月1日以降に工事着工した建築物に適用される耐震基準。
耐震性	耐震性の有無は、大規模な地震に対し、新耐震基準と同程度の耐震性能を有するか否かにより判定する。 耐震性を有する建築物は、ごくまれに発生する大規模な地震の振動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が低いと考えられる。
耐震化率	ある集団に含まれるすべての建築物のうち、耐震性を有するもの（新耐震基準によるもの、耐震診断の結果により耐震性を有するとされたもの、耐震改修を実施したもの）の割合。
既存耐震不適格建築物	地震に対する安全性に係る建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定（耐震関係規定）に適合しない建築物で、同法第3条第2項の規定の適用を受けているもの。
特定既存耐震不適格建築物	学校、体育館、病院、老人ホームその他多数の者が利用する建築物で一定規模以上のものや、火薬類、石油類等の危険物で一定数量以上のものの貯蔵場又は処理場などで、既存耐震不適格建築物であるもの。
防災拠点建築物	大規模な地震が発生した場合に、その利用を確保することが公益上必要な建築物をいい、県が対象建築物として耐震改修促進計画に記載したもの。

要安全確認計画記載建築物	防災拠点建築物又は避難路沿道建築物であって、耐震診断を義務付けられたもの。
--------------	---------------------------------------

4 計画の基本的事項

法では、

- ◇国民は、建築物の地震に対する安全性を確保するとともに、その向上を図るよう努めるものとする。(第3条第4項)
- ◇特定既存耐震不適格建築物の所有者は、当該特定既存耐震不適格建築物について耐震診断を行い、その結果、地震に対する安全性の向上を図る必要があると認められるときは、当該特定既存耐震不適格建築物について耐震改修を行うよう努めなければならない。(第14条第1項)

とされており、国の基本方針でも、「住宅・建築物の耐震化の促進のためには、まず住宅・建築物の所有者等が、地域防災対策を自らの問題、地域の問題として意識して取り組むことが不可欠であり、国及び地方公共団体は所有者等の取組みをできる限り支援するという観点から、所有者等にとって耐震診断及び耐震改修を行いやすい環境の整備や負担軽減のための制度の構築など必要な施策を講じるべき」とされています。

これを受け、本県でも、平成23年度から市町と連携し、住宅^{※1}や緊急輸送道路沿道建築物の耐震化への補助制度を創設し、平成25年度からは不特定多数の者が利用する大規模建築物の耐震化への補助制度を、平成26年度からは県が指定する避難路の沿道建築物及び防災拠点建築物の耐震診断の義務付け及び補助制度の創設をそれぞれ行いました。さらに、平成28年度からは住宅の耐震化の補助制度を拡充し、簡易な耐震改修等についても補助対象としています。

※1：補助制度における住宅は、県内にある民間住宅で、併用住宅(住宅以外の用に供する部分の床面積が延べ面積の1/2未満のものをいう。)を含み、一戸建て又は長屋建てのものをいいます。

また、耐震対策講習会の開催などによる周知啓発や相談窓口の整備を行うなど、県と市町が連携を図り、それぞれの役割分担において各種施策を推進し、県民の住宅・建築物の耐震化における自主的、主体的な取組みに対し支援を行います。

5 計画の期間

この計画の期間は、国の基本方針の目標設定年度に合わせ平成28年度から平成32年度までの5年間とします。

なお、中間年度(平成30年度)及び計画の最終年度には、耐震化の目標や耐震改修の促進を図るための施策等について検証を行い、分析結果等を公表します。

6 想定される地震規模と被害の想定

本県では、最新の知見をもとに被害想定調査を実施し、平成26年6月に「香川県地震・津波被害想定調査報告書」（以下「報告書」という。）を取りまとめました。以下のデータは、報告書によるもので、図1-4から図1-7は、国土交通省国土政策局「国土数値情報（行政区域データ）」をもとに香川県が編集・加工したものです。

(1) 被害想定の対象地震

被害想定の対象地震は、国が大規模地震として検討対象とした南海トラフ巨大地震のほか、文部科学省地震調査研究推進本部において、大きな被害をもたらす可能性の高い活断層帯とし長期評価している活断層のうち、本県に大きな被害を及ぼす可能性が高いと考えられる中央構造線断層帯（讃岐山脈南縁―石鎚山脈北縁東部）と長尾断層帯を対象としました。

表1-1 被害想定の対象地震

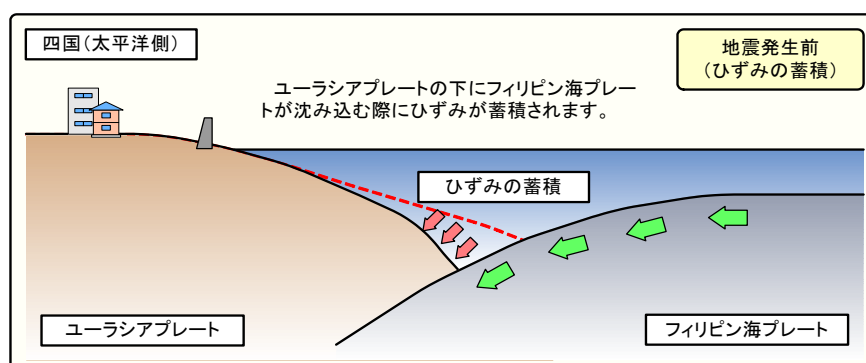
タイプ	海溝型地震※ ¹		直下型地震※ ³	
	南海トラフ※ ²		③中央構造線	④長尾断層
震源域	①最大クラス(L2)	②発生頻度の高いもの(L1)		
地震	○(Mw9.0) (東日本大震災 Mw9.0)	○ (宝永 Mw8.9、安政 Mw8.8)	○(M8.0)	○(M7.1)
津波	○(Mw9.1)		—	—

注：Mw：モーメントマグニチュード M：気象庁マグニチュード

※1：海溝型地震

日本は、日本列島がのっている陸側のプレート(大陸プレート)の下方へ、海側のプレート(海洋プレート)が沈み込むため、地震が多発する地域といえます。陸側にはユーラシアプレート、北米プレートが、海側には太平洋プレート、フィリピン海プレートがあります。これらのプレートが押し合って、下図のように「プレート間及び沈み込むプレート内で発生する地震」を海溝型地震といいます。

図1-1 海溝型地震イメージ



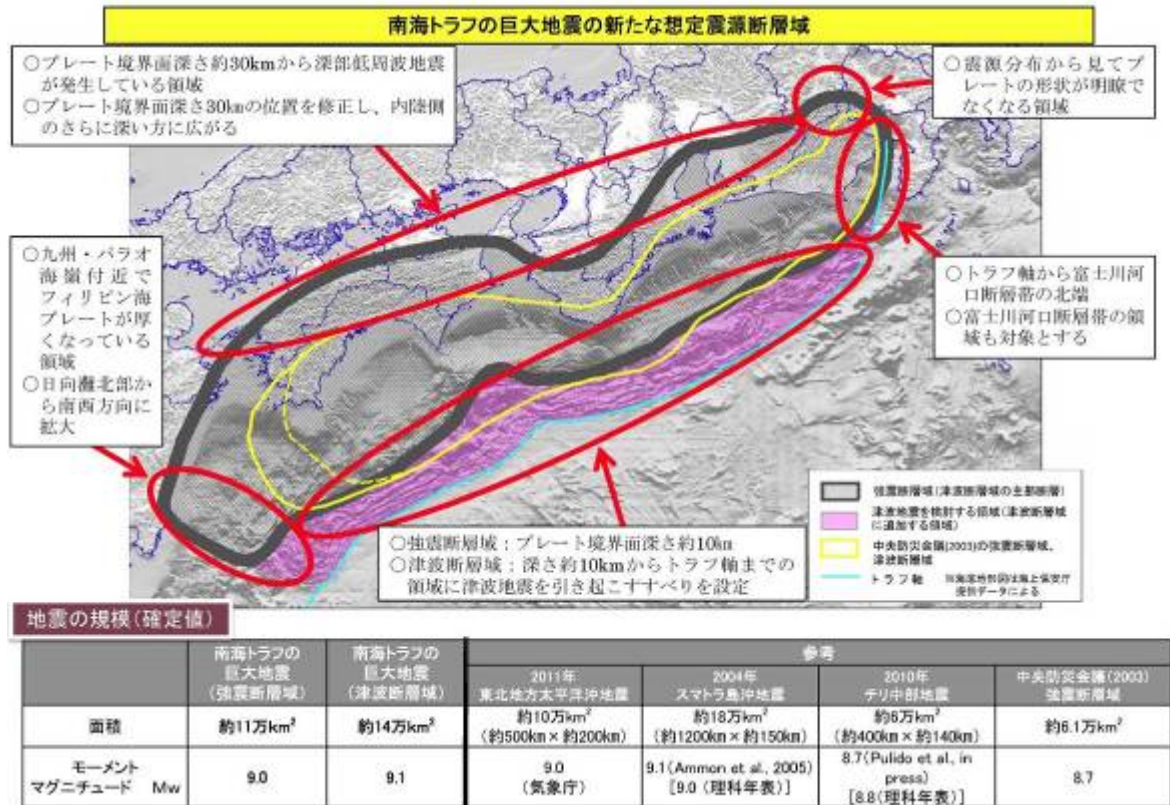
※2：南海トラフ地震

南海トラフ地震の想定震源域・想定津波波源域は、最新の科学的知見をもとに内閣府が設定しています。（内閣府の「南海トラフの巨大地震モデル検討会」にて採用）

図1-2中の太い実線のエリアは、最大クラスの地震を示しており、黄線は、発生頻度の高い地震を示すと考えられています。赤線は、津波予測を行う際に考慮すべき津波波源域を示しています。

図1-2 南海トラフの巨大地震の新たな想定震源断層域

出典：内閣府ホームページ(http://www.bousai.go.jp/jishin/nankai/taisaku/pdf/1_1.pdf)

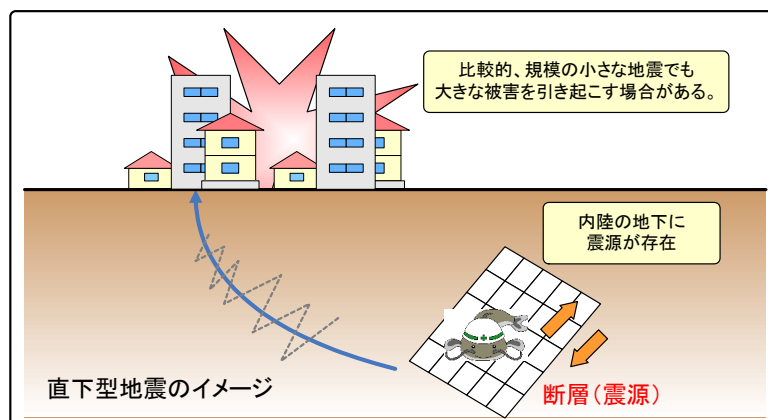


※3: 直下型地震

直下型地震は、内陸の地下で発生する地震です。震源が内陸にあるため、比較的小さな地震でも大きな被害を引き起こす場合があります。

被害想定の対象とする内陸部の断層は、中央構造線と長尾断層としましたが、現在の知見では見つからない断層もあります。

図1-3 直下型地震イメージ

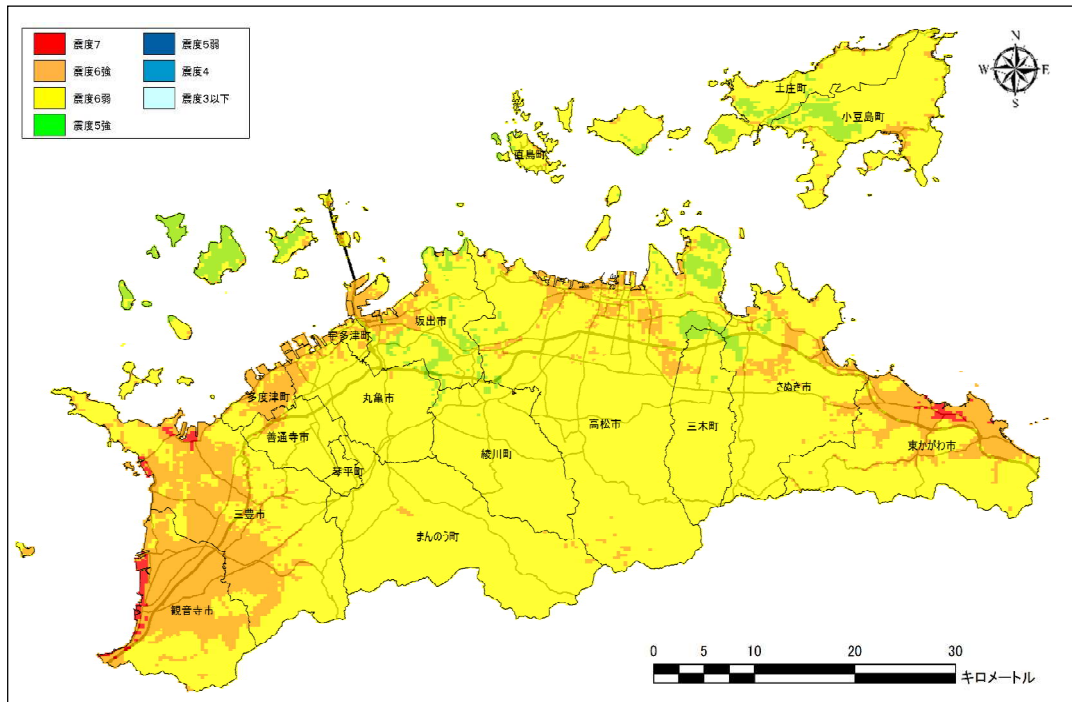


(2) 震度分布予測結果

①南海トラフの最大クラスの地震（L2）

南海トラフの最大クラスの地震は、震度6弱～6強の強い揺れが広く分布し、また、観音寺市、東かがわ市、三豊市の一部の地域で震度7の揺れが分布しているため、被害の範囲が県内全域に及ぶ可能性があります。

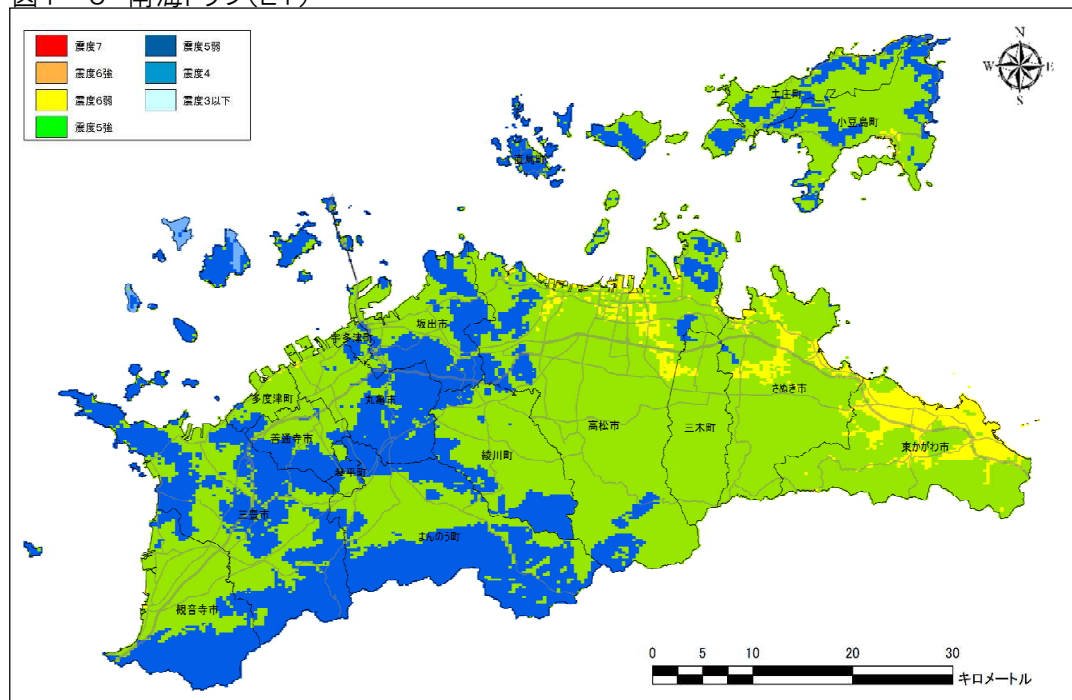
図1-4 南海トラフ(L2)



②南海トラフの発生頻度の高い地震（L1）

南海トラフの発生頻度の高い地震は、震度4～6弱が分布していますが、被害の範囲は集中する可能性があります。

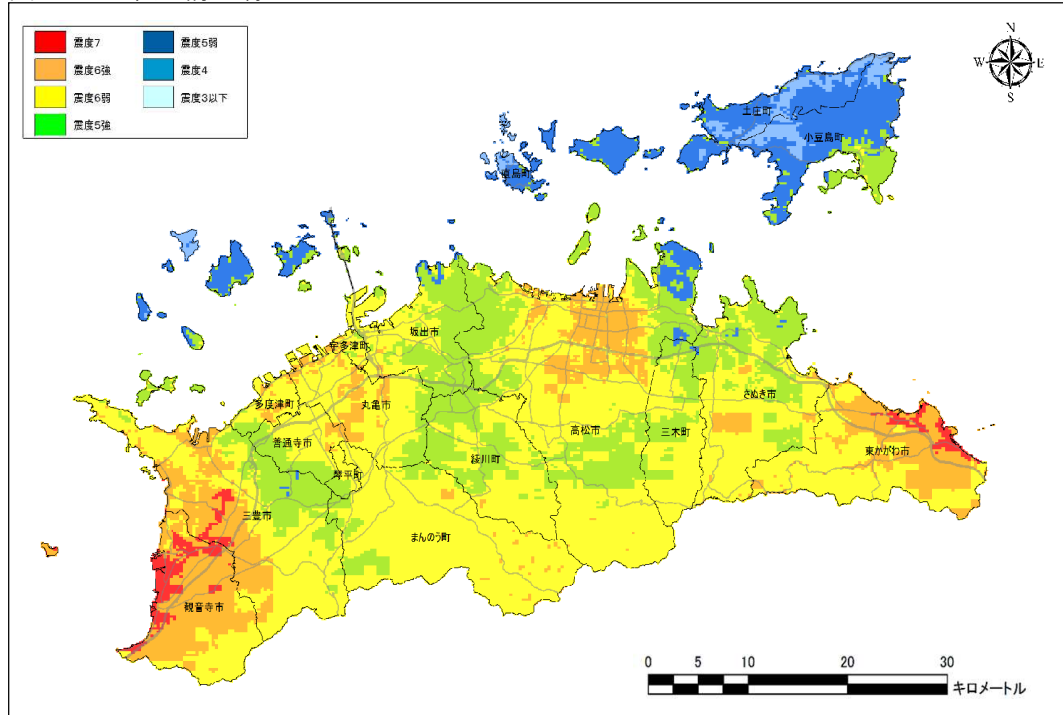
図1-5 南海トラフ(L1)



③中央構造線で発生する地震

中央構造線で発生する地震は、震度4～7が分布していますが、被害の範囲は島嶼部を除く地域で震度6弱～7の強い揺れが広く分布しているため、被害の範囲が広がる可能性があります。

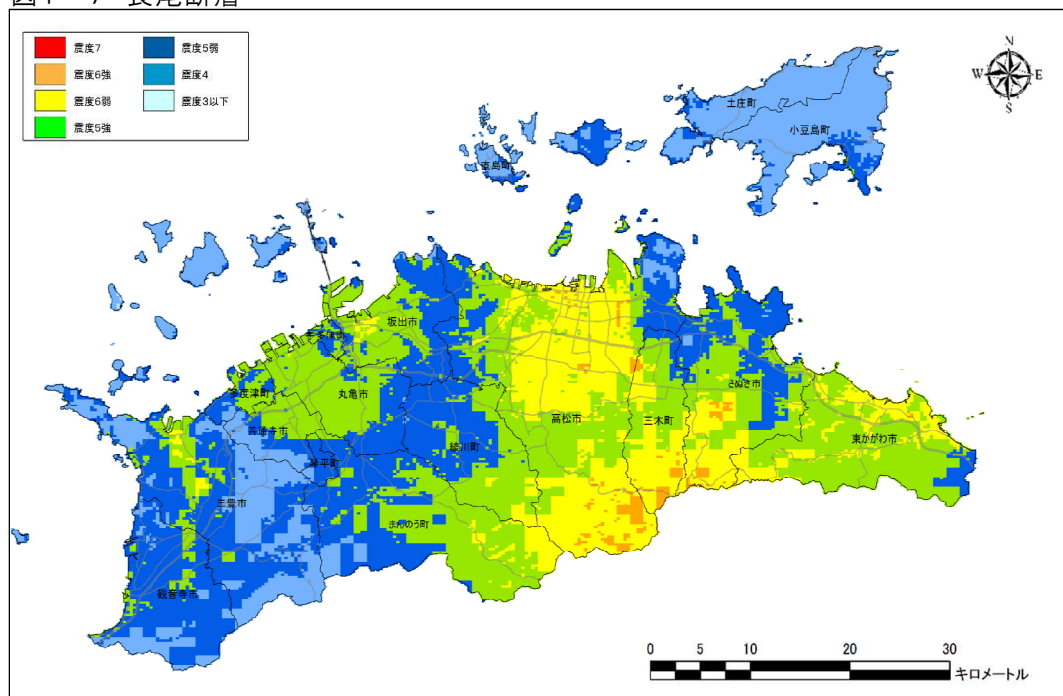
図1-6 中央構造線



④長尾断層で発生する地震

長尾断層で発生する地震は、震度4～6強が分布していますが、被害の範囲は想定断層付近に集中する可能性があります。

図1-7 長尾断層



(3) 市町別の震度一覧

6-(2)で示した震度階により、各市町で最も影響を与えると思われる震度階を設定した結果は、次のとおりです。

表1-1 市町別の震度一覧(被害想定に用いた震度階)

市町名	①南海トラフ (L2)	②南海トラフ (L1)	③中央構造線	④長尾断層
高松市	6強	6弱	6強	6強
丸亀市	6強	6弱	6強	6弱
坂出市	6強	5強	6強	6弱
善通寺市	6強	5強	6強	5強
観音寺市	7	6弱	7	5強
さぬき市	6強	6弱	6強	6強
東かがわ市	7	6弱	7	6強
三豊市	7	5強	7	6弱
土庄町	6強	6弱	5強	5強
小豆島町	6強	6弱	6弱	5強
三木町	6強	6弱	6強	6強
直島町	6強	5強	5強	5強
宇多津町	6強	5強	6強	5強
綾川町	6強	5強	6強	6弱
琴平町	6弱	5強	6強	5強
多度津町	6強	6弱	6強	5強
まんのう町	6強	5強	6強	6弱

(4) 県計画で想定する地震

県計画では、建築基準法における耐震基準の考え方や報告書の内容を踏まえ、想定する地震を①南海トラフ(L2)としています。

なお、報告書の平成25年3月及び8月に公表した香川県地震・津波被害想定における①の地震が発生した際の被害想定の詳細は、以下のとおりです。

表1-2 南海トラフ^{※1}を震源域とする海溝型地震による被害想定(最大クラス^{※2})

(平成25年3月31日、8月28日県公表による)

項 目		被 害 想 定 結 果	
条 件	震 源 域	南 海 トラフ	
	モーメントマグニチュード ^{※3}	9.0	
震 度 の 予 測	震 度 分 布	5強 ～ 7	
	液 状 化 分 布	危険度区分 ^{※4} 毎の比率 A:15.2%、B:4.9%、C:2.0%、D:77.9%	
	津 波	高さ2.8m～3.8m (満潮位・地殻変動考慮)	
建 物 被 害 (全 壊)	揺れによる被害	25,000棟	
	液状化による被害	2,500棟	
	津波による被害	2,000棟	
	急傾斜地崩壊による被害	220棟	
	地震火災による被害(冬18時 ^{※5})	5,700棟	
	合計(冬18時 ^{※5})	35,000棟	
人 的 被 害	死者(冬深夜 ^{※5})	6,200人(うち建物倒壊及び火災による被害による死者1,640人)	
	負傷者(冬深夜 ^{※5})	19,000人(うち建物倒壊及び火災による被害による死者16,020人)	
	避難者(冬深夜 ^{※5})	避難所	119,000人
		避難所外	80,000人

(注意事項)

※1:南海トラフ

プレートが沈み込み、海底が溝状に深くなっている場所を「海溝」と呼びます。そのうち比較的なだらかな地形のものを「トラフ」と呼んでいます。南海トラフは、四国の南側に位置するユーラシアプレートにフィリピン海プレートが沈み込む水深が約4,000mもある巨大な海溝の溝です。

※2:最大クラス

最大クラスとは、千年に一度あるいはそれよりもっと低い頻度で発生するが、発生すれば、甚大な被害をもたらす地震・津波です。

※3:モーメントマグニチュード

地震は地下の岩盤がずれて起こるものです。この岩盤のずれの規模をもとにして計算したマグニチュード(地震のエネルギー)をモーメントマグニチュードといいます。

いわゆるマグニチュードは、日本では、気象庁マグニチュードを指し、地震計で観測される波の振幅から計算した地震のエネルギーであり、規模の大きな地震になると、岩盤のずれの規模を正確に表せません。これに対して、モーメントマグニチュードは、巨大地震の規模を物理的に評価するのに適しており国際的に使われています。

※4:液状化危険度区分

危険度A:液状化危険度はかなり高い 危険度B:液状化危険度は高い

危険度C:液状化危険度は低い 危険度D:液状化危険度はかなり低い

※5:被害の算定にあたっての条件

本被害想定の結果は、最大の被害となる時間帯の合計を表します。

7 減災効果の予測

報告書では、建築物の耐震対策の効果を確認するために、現況の被害と耐震対策後の被害の比較を行っています。南海トラフの最大クラスの地震による被害想定がどの程度軽減されるかを評価しました。

(1) 予測手法

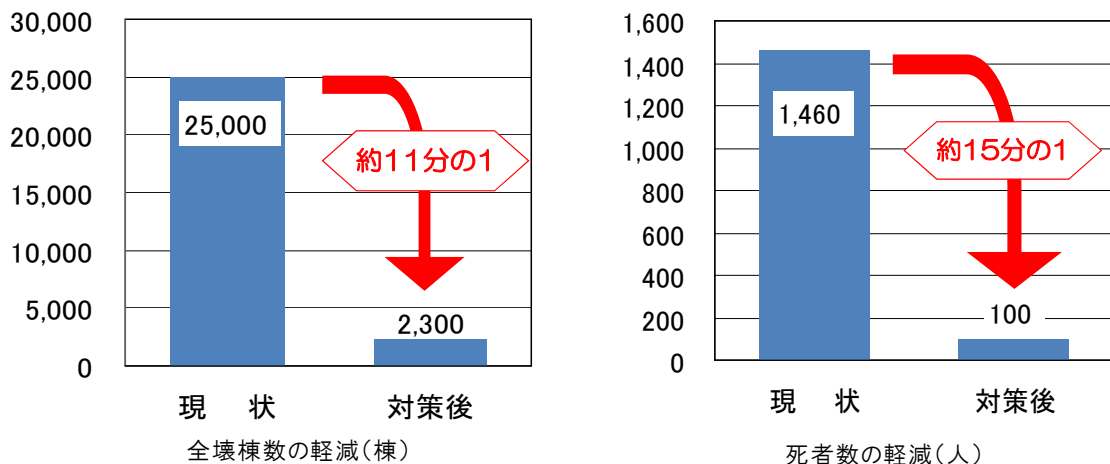
県内の住宅について、耐震化未施工の全ての建築物を耐震化した場合（耐震化率＝100%）の建築物被害を算出し、現況の被害と比較することによって、耐震化による下記項目の減災効果を算出しました。（予測手法は各項目の算出手法による。）

- ◇揺れによる建物全壊棟数
- ◇揺れによる死者数
- ◇建物被害における直接経済被害額

(2) 予測結果

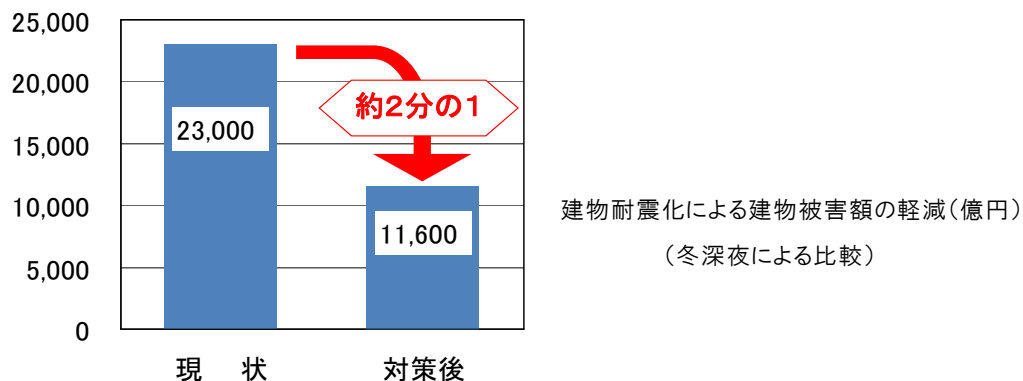
①揺れによる建物全壊棟数及び死者数

旧耐震基準の建物の建て替えや耐震化により、全ての建物の耐震性が強化された場合には、揺れに伴う全壊棟数は、約 11 分の 1 に、それに伴う死者数は約 15 分の 1 に軽減されます。



②減災効果による経済被害額

減災効果による経済被害額は、約 12 兆円となり、建物の耐震化による効果は、約半分にも及ぶことが判明しました。



第2章 住宅・建築物の耐震化の現状と目標

1 住宅・建築物の耐震化の現状

(1) 住宅の耐震化の現状

平成25年の住宅・土地統計調査（総務省統計局）では、県内の住宅数は、約38.7万戸となっています。

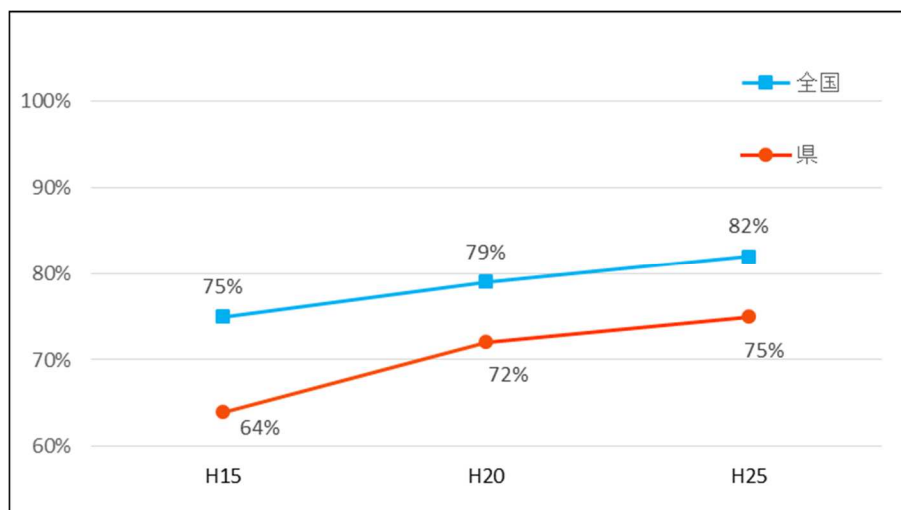
建設年代別に見ると、昭和56年以降の新耐震基準に従って建設された住宅が約24.7万戸（64%）あり、それ以外の約14.0万戸（36%）が昭和55年以前の旧耐震基準に従って建築された住宅です。国の推計方法に準じて推計を行うと、この約14.0万戸のうち約4.3万戸は耐震性を有しているものと考えられます。

以上のことから、県内の住宅のうち、約29.0万戸（75%）が耐震性を有しており、平成25年度末の住宅の耐震化率は75%と推計しました。

表2-1 住宅の耐震化の進捗状況

平成15年度	平成20年度	平成25年度
総戸数：36.0万戸	総戸数：37.3万戸	総戸数：38.7万戸
耐震性あり：23.0万戸	耐震性あり：26.9万戸	耐震性あり：29.0万戸
耐震性なし：13.0万戸	耐震性なし：10.4万戸	耐震性なし：9.7万戸
耐震化率：64%	耐震化率：72%	耐震化率：75%

図2-1 住宅の耐震化率の推移（全国平均との比較）



(2) 多数の者が利用する建築物等の耐震化の現状

平成19年3月に策定した第一次計画において、法第14条第1項第1号に掲げる建築物で大地震時災害対策本部や避難者の収容施設などの災害拠点施設として機能すべき建築物は、平成27年度の耐震化率の目標を90%としていましたが、その達成状況は表2-2のとおりです。

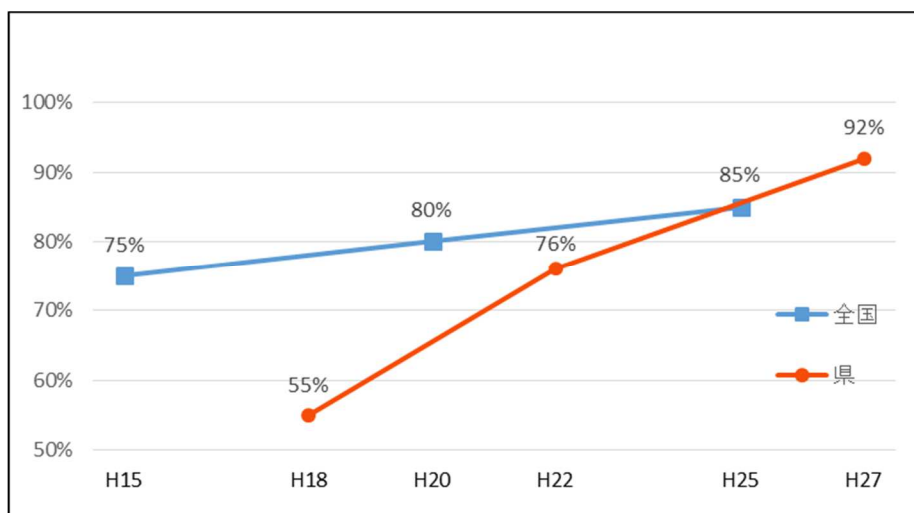
表2-2 第一次計画に掲げた災害対策本部等の耐震化率の推移（単位：％）

区 分			耐震化率（達成率）の推移					
			H18		H22		H27	
利用するもの 特定既存耐震不適格建築物で多数の者が	災害対策本部等の災害応急対策指揮・実行、情報伝達施設	国、県、市町の防災拠点となる庁舎 警察本部、警察署 消防本部、消防署 など	59	全体 55	71	全体 76	85	全体 92
	被災時の避難者の収容施設	学校、体育館、 公民館など	37		75		95	
	避難時の救護施設	病院	59		60		70	
	被災時の要援護者施設	老人ホーム、身体 障害者福祉ホーム 保育所など	72		82		95	
	被災時の一時居住施設	公営住宅 改良住宅	79		84		91	

※表2-2中の区分に掲げる用途の規模

- ・ 幼稚園、保育所：階数が2及び床面積の合計が500㎡以上のもの
- ・ 小中学校、特別支援学校、老人ホーム等：階数が2及び床面積の合計が1,000㎡以上のもの
- ・ 体育館等：床面積の合計が1,000㎡以上のもの
- ・ その他のもの：階数が3及び床面積の合計が1,000㎡以上のもの

図2-2 多数の者が利用する建築物で災害対策本部等の耐震化率の推移（全国平均との比較）



次に、第一次計画に掲げたもの以外の建築物で、法第14条第1項に定めるもののうち、不特定多数の者が利用するもの（同施行令第6条第2項の規定に基づき、階数が3かつ床面積の合計が1,000㎡以上のものに限る。）は、県が実施した調査結果から約360棟あると考えています。

そのうち、新耐震基準に基づいて建築されたものが約240棟あり、旧耐震基準に基づいて建築されているもののうち、耐震性を有すると考えられるものが約10棟あります。

このことから、約250棟の建築物が耐震性を有していると考えられ、平成27年度末の第一次計画に掲げた建築物以外の耐震化率は69%になり、全体では約88%と推計しました。

なお、表2-3に、第一次計画に掲げた建築物及び不特定多数の者が利用する一定規模以上の建築物（以下「多数の者が利用する建築物」という。）について、現状の耐震化率を示します。

表2-3 多数の者が利用する建築物の耐震化率の現状（平成27年度末）

（単位：棟）

用途	対象棟数	耐震改修が必要な棟数		耐震性があるもの	耐震化率(%)	
		耐震改修済件数	耐震改修未実施			
災害対策本部等の災害応急対策指揮・実行、情報伝達施設	151	43	20	23	128	85
被災時の避難者の収容施設	873	456	413	43	830	95
避難時の救護施設	155	51	5	46	109	70
被災時の要援護者施設	421	59	36	23	398	95
被災時の一時居住施設	329	56	28	28	301	91
小計①（第一次計画に掲げる建築物）	1,929	665	502	163	1,766	92
ホテル・旅館	142	43	4	39	103	73
診療所	58	25	3	22	36	62
物販店舗等	103	40	3	37	66	64
劇場、博物館等	17	7	1	6	11	65
飲食店等	30	5	0	5	25	83
スポーツ練習場	11	4	0	4	7	64
小計②	361	124	11	113	248	69
合計（①+②）	2,290	789	513	276	2,014	88

※「耐震改修未実施」は、耐震診断未実施のものが含まれます。

2 住宅・建築物の耐震化の課題

- ◇建物所有者の意志に左右される民間住宅・建築物は法的な強制力が無いため、計画的な耐震化は容易ではない。
- ◇旧耐震基準で建築された木造住宅の所有者が高齢化しており、耐震化への意欲がますます低下することが懸念される。
- ◇耐震化率を引き上げる要素の大部分は建替えだが、建替えは費用が高額であり、社会経済情勢の変化に大きく影響される。近年では新設住宅の着工戸数が鈍化しており、建替えによる耐震化は進んでいない。

3 特に耐震化を図るべき建築物及び目標

(1) 基本方針

第二次計画では、大規模地震発生時において、倒壊により多数の死傷者が発生するおそれがある大規模建築物や早期の救助・復旧活動に関係する防災拠点建築物及び避難路沿道建築物の耐震化を重点的に進めます。

また、県、市町及び関係団体等が連携して、県内の住宅・建築物の耐震化を含めた総合的な安全対策を計画的に促進するとともに、県民の耐震化の必要性の認識が向上するよう意識啓発を行い、自主的な耐震化を促進します。

なお、想定される大規模な地震による経済被害額を半減させるためには、減災効果の大きい不特定多数の者が利用する建築物の耐震化に取り組んでいく必要があり、特定既存耐震不適格建築物で、多数の者が利用する建築物について、積極的に耐震化を促進します。

(2) 住宅

県民の生活基盤である住宅の耐震化を行うことは、大地震が発生した際に、住宅の倒壊の防止や被害を軽減することができ、生命や財産を守ることはもとより、負傷者や避難者の減少や、二次災害の発生を抑制するなど、発生後の応急対応や復興における社会全体の負担を軽減する効果があることから、引き続き、積極的に耐震化を促進します。

第一次計画では、住宅の耐震化率の目標を平成27年度末までに90%としていましたが、達成されていないため、改めて、5年後の平成32年度末までに90%以上となることを目標とします。

表2-4 住宅の耐震化の目標

区分	現状の耐震化率 (平成27年度末)	目標の耐震化率 (平成32年度末)
住宅	76%	90%

※平成27年度の住宅の耐震化率は、平成25年度が75%と推計され、平成20年度の72%からの上昇率を換算し、76%と推計しています。

(3) 特定既存耐震不適格建築物

本章 1-(2)で示したとおり、第一次計画で掲げた建築物は、平成18年度の耐震化率から37ポイント向上し、目標を達成することができましたが、第一次計画に掲げたもの以外のものを含めた全対象施設では、平成27年度末時点の耐震化率は88%、未改修のものが276棟ある状況です。(表2-3参照)

大規模な地震発生時の被害軽減と、災害対策初動期の機能確保のため、多数の者が利用する建築物のより一層の耐震化が必要です。このため、第二次計画では、不特定多数の者が利用する建築物を加えた表2-5に掲げる用途、規模のものについて、耐震化率の目標を設定し、5年での達成を見込むとともに、用途別の目標も設定し、きめ細やかな施策を展開します。

表2-5 特定既存耐震不適格建築物のうち多数の者が利用する建築物

用途		規模
災害対策本部等の災害応急対策指揮・実行、情報伝達施設等 (国、県、市町の防災拠点となる庁舎、警察署、消防本部等)		階数3以上 及び1,000㎡以上
学校	小学校、中学校、中等教育学校の前期課程若しくは特別支援学校	階数2以上 及び1,000㎡以上 ※屋内運動場の面積を含む。
	上記以外の学校(幼稚園は除く)	階数3以上 及び1,000㎡以上
体育館(一般公共の用に供されるもの)		階数1以上 及び1,000㎡以上
老人ホーム、老人短期入所施設、福祉ホームその他これらに類するもの 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの		階数2以上 及び1,000㎡以上
幼稚園、保育所、幼保連携型認定こども園		階数2以上 及び500㎡以上
病院、診療所		階数3以上
公営住宅、改良住宅等		及び1,000㎡以上
ホテル、旅館		階数3以上 及び1,000㎡以上
百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗、卸売市場、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗		
劇場、観覧場、映画館、集会場、公会堂、展示場、博物館、美術館、図書館		
飲食店、料理店、公衆浴場、遊技場その他これらに類するもの		
ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設		

特定既存耐震不適格建築物のうち多数の者が利用するものの耐震化率は、5年後の平成32年度末までに95%以上となることを目標とします。

表2-6 特定既存耐震不適格建築物のうち多数の者が利用するものの耐震化の目標

区分	現状の耐震化率 (平成27年度末)	目標の耐震化率 (平成32年度末)
特定既存耐震不適格建築物のうち多数の者が利用するもの	88%	95%

なお、特定既存耐震不適格建築物のうち多数の者が利用する建築物の用途ごとの耐震化率の目標を表2-7のとおり設定します。

表2-7 耐震化率の現状と目標 (単位：%)

用途	耐震化率 (平成27年度末)	耐震化率の目標 (平成32年度末)
災害対策本部等の災害応急対策指揮・実行、情報伝達施設等(国、県、市町の防災拠点となる庁舎、警察署、消防本部等)	85	100
学校(小学校、中学校等)	100	100
学校(高等学校、大学等)	92	100
体育館(一般公共の用に供されるもの)	81	90
老人ホーム、老人福祉センターその他これらに類するもの	96	100
幼稚園、保育所、幼保連携型認定こども園	94	100
病院・診療所	69	81
公営住宅、改良住宅等	91	95
ホテル・旅館	73	81
百貨店、マーケットその他の物販販売業を営む店舗等	63	80
劇場、集会場、博物館、図書館等	78	100
飲食店等	83	96
ポーリング場その他これらに類する運動施設	65	82
全体の耐震化率	88	95

1 役割分担

建物の所有者が自らの責任においてその安全性を確保することが、建物の防災対策上重要であり、また、大規模地震によって生じる甚大な被害の軽減対策として有効であるという基本的な認識に基づき、県、市町並びに（一社）香川県建築士会、（一社）香川県建築士事務所協会及び（一社）香川県建設業協会などの建築関係団体は、以下の役割に応じて相互に連携を図りながら、住宅・建築物の所有者とともに、耐震化を促進するものとします。

(1) 県の役割

①香川県耐震改修促進計画の策定

- ◇県の実情に応じた住宅・建築物の耐震化を促進するための県計画の策定
- ◇施策等の進捗状況の検証及び分析結果等の公表並びに必要なに応じた見直しや更新
- ◇市町の耐震改修促進計画の策定及び適切な更新等の促進
- ◇特定既存耐震不適格建築物の所有者等に行う指導・助言・公表等の実施

②耐震診断、耐震改修の促進

- ◇県有施設の耐震診断、耐震改修の実施
- ◇県有施設以外の公共施設の耐震診断、耐震改修の促進
- ◇民間建築物の耐震診断、耐震改修の促進
- ◇民間住宅の耐震診断・改修等への間接補助（耐震性がない住宅の簡易な耐震改修費用や耐震ベッド及び耐震シェルターの設置費用に対する間接補助も含む。）
- ◇緊急輸送道路沿道建築物の耐震診断・改修等への間接補助
- ◇要緊急安全確認大規模建築物の耐震改修等への間接補助
- ◇通行障害既存耐震不適格建築物の耐震診断への間接補助
- ◇民間施設の危険なブロック塀等の撤去への間接補助
- ◇法に基づき指定する大規模な地震が発生した場合において、要安全確認計画記載建築物に対する耐震診断及びその結果の所管行政庁への報告の義務付け、結果の公表
- ◇コンクリートブロック塀の転倒防止対策の指導
- ◇窓ガラス、外装材、内装材、広告塔等（以下「窓ガラス等」という。）落下のおそれのあるものの落下防止対策の指導
- ◇大規模空間に架かる天井（人が日常立ち入る場所に設置されている吊り天井で、高さが6mを超える天井の部分で、水平投影面積が200m²を超えるもの、かつ、構成部材等の単位面積質量が2kg/m²を超えるもの。以下「特定天井」という。）の脱落防止対策
- ◇建築設備の耐震対策の指導
- ◇家具の転倒防止対策の啓発
- ◇法に基づく建築物の耐震改修の計画の認定
- ◇法に基づく建築物の地震に対する安全性に係る認定
- ◇法に基づく区分所有建築物の耐震改修の必要性に係る認定
- ◇法に基づく特定既存耐震不適格建築物の所有者に対する指導等

◇建築基準法（昭和25年法律第201号）第10条に基づく勧告等

③普及、啓発等

- ◇相談窓口の設置及び運営
- ◇市町に対する相談窓口の設置、運営に関する指導
- ◇耐震化に関するパンフレット等の作成及び配布
- ◇耐震化に関する情報の提供
- ◇県民向けの耐震対策講習会の開催
- ◇建築士による無料相談会の定期的な開催

④市町及び建築関係団体との連携による普及啓発

- ◇耐震診断・耐震改修を担う人材育成や技術力向上を図るため、耐震診断・耐震改修の講習会や耐震改修の工法の普及
- ◇市町との連携体制の構築による耐震診断・耐震改修の情報提供及び知識の普及・啓発
- ◇市町への技術的支援のための、県に耐震化相談窓口を設置
- ◇市町及び建築関係団体が行う施策への協力
- ◇耐震対策講習会受講者名簿の作成及び縦覧

（2）市町の役割

①市町耐震改修促進計画の策定

- ◇住民に最も身近な基礎自治体として、地域の実情に応じた住宅・建築物の耐震化の促進をするための計画の策定
- ◇その施策等の進捗状況の検証や必要に応じた見直し、更新
- ◇市町の地域防災計画で定める避難路の指定と状況の把握
- ◇支援制度の創設の検討

②耐震診断、耐震改修の促進

- ◇市町有施設の耐震診断、耐震改修の実施
- ◇民間住宅の耐震診断・改修等への補助
- ◇緊急輸送道路沿道建築物の耐震診断・改修等への補助
- ◇要緊急安全確認大規模建築物の耐震改修等への補助
- ◇要安全確認計画記載建築物の耐震診断・改修等への補助
- ◇民間施設の危険なブロック塀等の撤去への補助
- ◇民間建築物の耐震診断、耐震改修の促進
- ◇コンクリートブロック塀の転倒防止対策、窓ガラス等の落下防止対策及び建築設備の耐震対策の指導（所管行政庁）
- ◇県が実施するコンクリートブロック塀の転倒防止対策、窓ガラス等の落下防止対策及び建築設備の耐震対策の指導への協力（所管行政庁以外）
- ◇家具の転倒防止対策の促進
- ◇法に基づく建築物の耐震改修の計画の認定（所管行政庁）
- ◇法に基づく特定既存耐震不適格建築物の所有者に対する指導等（所管行政庁）
- ◇建築基準法第10条に基づく勧告等（所管行政庁）

③普及、啓発等

- ◇耐震化に関する相談窓口の設置及び運営
- ◇耐震化に関する情報の提供
- ◇自治会組織を活用しての耐震化の啓発

④県及び建築関係団体との連携による普及啓発

- ◇県が行う耐震診断、耐震改修に関する講習会への協力
- ◇大規模地震に備えるべきことに関する県、消防部局等の連携による幅広い媒体を活用した積極的な広報活動の実施
- ◇火災予防や家具の転倒防止等の総合的な普及啓発
- ◇地震防災マップの作成や地域防災の情報提供の充実
- ◇自治会との連携及び相互協力

(3) 建築関係団体の役割

①耐震診断、耐震改修の促進

- ◇民間住宅・建築物の耐震診断、耐震改修の促進
- ◇県及び所管行政庁が実施するコンクリートブロック塀の転倒防止対策、窓ガラス等の落下防止対策及び建築設備の耐震対策の指導への協力
- ◇家具の転倒防止対策の指導への協力

②普及、啓発等

- ◇相談窓口の設置及び運営
- ◇耐震化に関するパンフレット等の配布
- ◇耐震化に関する情報の提供

③技術者の養成

- ◇耐震診断、耐震改修に関する講習会の開催など会員の技術力向上
- ◇耐震改修の工法開発

(4) 建築物の所有者等の役割

①耐震診断、耐震改修等の実施

一人ひとりが地震発生危険性やその予測される程度などを、正しく知り、普段からどのように備えておけばよいのか、知っておくように努める。

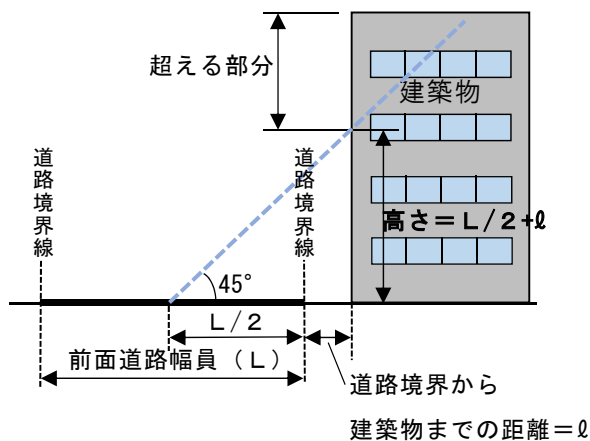
- ◇住宅・建築物の耐震診断
- ◇耐震診断の結果に応じた耐震改修
- ◇総合的な対策として、コンクリートブロック塀の倒壊防止対策、窓ガラス等の落下防止対策
- ◇建築設備の耐震対策
- ◇地震に備え、地震保険の加入や家具の転倒防止対策の実施

2 地震発生時に通行を確保すべき道路に関する事項

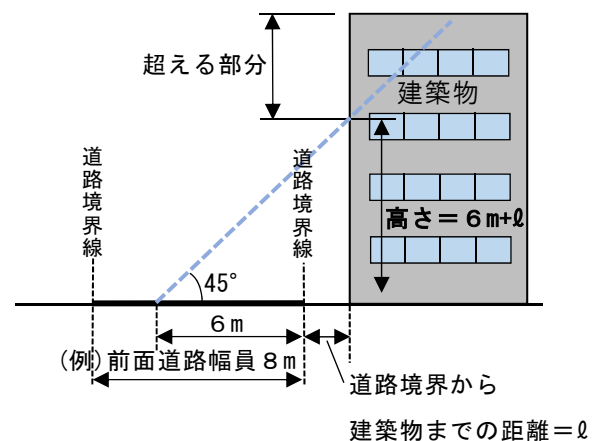
法では、建築物が地震によって倒壊した場合において、道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止するため、一定の高さ以上の沿道建築物^{※1}（耐震関係規定に適合しない建築物に限る。）について、耐震診断を行わせ、耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合には、当該建築物の敷地に接する道路に関する事項について、法第5条第3項第2号、第3号により都道府県耐震改修促進計画に、また、法第6条第3項第1号、第2号により市町村耐震改修促進計画に記載することができると規定されています。

※1：一定の高さ以上の沿道建築物とは、昭和56年5月31日以前に着工した建築物で、地震により倒壊し、緊急輸送路を閉塞するおそれがあるもので、下図に示すものをいいます。

① 前面道路幅員が12mを超える場合



② 前面道路幅員が12m以下の場合



※幅員(L)の1/2に前面道路の境界までの距離(l)を加えた高さ(L/2+l)を超える建築物

※6mに前面道路の境界までの距離(l)を加えた高さ(6+l)を超える建築物

県では、「香川県地域防災計画」において、緊急輸送を確保するため必要な道路（緊急輸送路）を定めています。緊急輸送路は、地震直後から発生する緊急輸送を円滑かつ確実に実施するために必要な道路であり、法第5条第3項第2号の規定に基づき、「香川県地域防災計画」に定める緊急輸送路のうち、D1D地区（平成22年国勢調査による人口集中地区）内にある第1次輸送確保路線を避難路として指定しています。

3 耐震診断・耐震改修の促進に係る基本的な取組み方針

(1) 耐震診断の義務付け及び耐震診断の結果の公表

① 法の改正に伴い、附則第3条第1項の規定に基づき、病院、店舗、ホテル等の不特定多数の者が利用する建築物及び学校、老人ホーム等の避難弱者が利用する建築物のうち大規模なものについては、耐震診断を義務付けられ、所管行政庁が当該結果の公

表を行うこととされました。

各所管行政庁は、耐震診断の結果等を建築物の用途ごとに一覧できるように取りまとめた上で、ホームページ等で公表しています。

指定年月日	平成25年11月25日
対象建築物	耐震改修促進法附則第3条第1項の規定で定める既存耐震不適格建築物
耐震診断結果の公表年月日	平成28年10月31日

- ② 県は、法第5条第3項第2号の規定に基づき、次のとおり避難路を指定し、沿道の対象建築物の耐震診断を義務付けることにより、耐震化の促進を図ります。

指定年月日	平成26年4月1日
指定路線	香川県地域防災計画に定める緊急輸送路のうち、D1D地区（平成22年国勢調査による人口集中地区）内にある第1次輸送確保路線
耐震診断結果の報告期限	平成33年3月31日

- ③ 県は、法第5条第3項第1号の規定に基づき、大規模な地震が発生した場合において、その利用を確保することが公益上必要な建築物は、対象建築物の耐震診断を義務付けることにより、耐震化の促進を図ります。

指定年月日	平成26年9月1日
対象建築物	別表
耐震診断結果の報告期限	平成33年3月31日

県（高松市内の対象建築物については高松市）は、②、③の対象建築物の所有者から耐震診断の結果の報告を受けたときには、建築物の位置及び用途その他建築物の概要並びに耐震診断の結果に関する事項について取りまとめ、適切な時期に公表します。

（2）市町等が実施する事業に対する支援

県は、市町等が実施する耐震化のための事業に対し、次のような支援を行います。

- ◇民間住宅の耐震診断・改修等への間接補助
- ◇緊急輸送道路沿道建築物の耐震診断・改修等への間接補助
- ◇要緊急安全確認大規模建築物の耐震改修等への間接補助
- ◇民間施設の危険なブロック塀等の撤去への間接補助
- ◇法に基づき指定する避難路に敷地が接する通行障害既存耐震不適格建築物の耐震診断・改修等への間接補助
- ◇技術的指導

- ◇耐震化事業に対する補助制度や融資制度の紹介
- ◇耐震化に関する情報の提供
- ◇各市町間の連絡調整
- ◇私立学校施設の耐震改修等への補助

(3) 重点的に耐震化すべき地域、地区

重点的に耐震化を図るべき地域は、次のとおりとします。

- ◇人口集中地区（D I D地区：人口 5,000 人以上を数える地域で約 4,000 人/K m²以上の国勢調査区が集合している地域）
- ◇法に基づき指定する避難路沿道地域
- ◇地域防災計画に定める緊急輸送路及び避難路の沿道地域

(4) 重点的に耐震化すべき建築物

重点的に耐震化を図るべき建築物は、次のとおりとします。

- ◇住宅
- ◇緊急輸送道路沿道建築物
- ◇要緊急安全確認大規模建築物
- ◇災害時に応急対策指揮・実行・情報伝達施設となる庁舎等
- ◇災害時に避難者収容施設となる学校、体育館等
- ◇災害時に救護施設となる病院
- ◇その他、特定既存耐震不適格建築物のうち多数の者が利用する建築物で表 2－5 に掲げるもの。

(5) 優先的に耐震化を図る公共施設の選定

県及び市町は、地域の実情等を考慮し、原則として下記の公共施設について優先的に耐震化を図るものとします。

- ◇災害時に応急対策指揮・実行・情報伝達等施設となる庁舎等
- ◇災害時に避難者収容施設となる学校、体育館等
- ◇災害時に救護施設となる病院
- ◇災害時に要援護者施設となる社会福祉施設等
- ◇災害時に一時居住施設となる公営住宅等

(6) 地震発生時に通行を確保すべき道路の選定

県及び市町は、建築物が地震によって倒壊した場合において、その敷地に接する道路の通行を妨げ、市町村の区域を越える相当多数の者の円滑な避難を困難とするおそれのある下記の道路を、「地震発生時に通行を確保すべき道路」として定めるものとします。

- ◇地域防災計画に定める緊急輸送路及び避難路

なお、これらの道路は、住宅・建築物耐震改修事業において「平成 32 年度までに沿道の建築物の耐震化を図ることが必要な道路」とします。

(7) 事業の実施方針

住宅・建築物の耐震化の促進のためには、まず、住宅・建築物の所有者等が地域防災対策を自らの問題、地域の問題であることを意識して取り組むことが不可欠です。

このため、県及び市町は、こうした所有者等の取り組みをできる限り支援するという観点から、所有者等にとって耐震診断及び耐震改修を行いやすい環境の整備や負担軽減のための制度の構築など、必要な施策を講じ、耐震改修の実施の阻害要因となっている課題を解決します。

4 耐震診断・耐震改修の促進を図るための支援策の概要

現状の耐震化率を目標値に達成させるためには、昭和56年以前に建築された旧耐震基準による住宅・建築物の耐震診断及び耐震改修等を促進する必要があります。

このため県では、国の助成制度を活用し、市町と連携して既存住宅及び緊急輸送道路沿道建築物の耐震診断及び耐震改修等に対する助成を実施します。また、引き続き耐震改修等の相談に適切に対応できるよう技術者の養成を図るとともに、県民を対象に耐震対策講習会を開催します。また、耐震改修等の普及、啓発を図るためにパンフレットの作成・配布や戸別訪問、行政窓口での耐震相談等を実施します。

なお、耐震診断、耐震改修等に係る国等の主な助成制度や税制度として、現在、下記のものがありますが、市町等においてその活用が図られるよう、これらの制度の周知に努めます。

(1) 助成制度

①特に建築物の用途を限定していないもの

◇社会資本整備総合交付金（住宅・建築物安全ストック形成事業、住宅・建築物耐震改修等事業、都市再生整備計画事業）（国土交通省所管）

②住宅に係るもの

◇社会資本整備総合交付金（地域住宅計画に基づく事業）（国土交通省所管）

③学校に係るもの

◇学校施設環境改善交付金（文部科学省所管）
◇私立学校施設整備費補助金（文部科学省所管）

④病院に係るもの

◇医療施設耐震化促進事業（厚生労働省所管）
◇医療施設耐震整備事業（厚生労働省所管）
◇医療施設耐震化臨時特例交付金耐震化整備事業（厚生労働省所管）

⑤その他

◇公共施設等耐震化事業（消防庁所管）
◇保育所緊急整備事業（厚生労働省所管）

(2) 税制度

①住宅に係る税制度

- ◇所得税：一定の要件に合致する耐震改修について、その費用の一定割合相当額を税額から控除
- ◇固定資産税：一定の要件に合致する耐震改修について、一定期間減額

②事業用建築物

- ◇所得税及び法人税：事業者が行う特定既存耐震不適格建築物の耐震改修工事で法による認定を受けたものについて、その一定割合を特別償却可能

5 安心して耐震診断、耐震改修を行うための環境整備

(1) 県民への情報提供

- ◇耐震相談窓口に住宅の耐震診断・改修に対する補助制度や建築物の耐震化に関するパンフレット、耐震改修の実例集、耐震改修工法に関する資料等を常備し、県民へ情報提供を行います。
- ◇木造住宅耐震対策講習会を受講した技術者の名簿を作成し縦覧に供することにより、県民が技術者に関する情報を得られるようにするとともに、標準的な耐震診断を行える機関として、(一社)香川県建築士事務所協会、香川県建設労働組合及び(一社)香川県総合建設センターに耐震相談窓口を設けます。
- ◇建築基準法に基づく定期調査報告概要書を閲覧に供し、当該建築物の耐震性に関する情報を提供します。
- ◇県民向けの講習会の開催、自治会への出前講座、戸別訪問などを実施します。

(2) 相談窓口の充実

- ◇これまで、県及び全市町に耐震相談窓口を設置し、住民の相談に応じています。
- ◇引き続き、相談窓口担当者のレベルアップを図るための情報提供や研修等を実施します。

6 地震時の総合的な安全対策の概要

(1) コンクリートブロック塀の転倒防止対策

昭和53年6月に発生した宮城県沖地震では、コンクリートブロック塀の転倒によって多くの死傷者が出ました。

コンクリートブロック塀は、特に市街地の住宅密集地域に多くあり、転倒した場合には避難時の妨げになるのみならず、その下敷きになって死傷する可能性があります。

このため、特に緊急輸送路、避難路及び通学路に沿って存在しているコンクリートブロック塀について、重点的に安全対策を講じる必要があります。

具体的には、市町及び建築関係団体と連携し、自治会組織や広報紙を通して危険なコンクリートブロック塀の安全対策の啓発に努めるとともに、防災パトロール等により危険なコンクリートブロック塀の所有者に対し、改善指導を行います。

(2) 天井材、窓ガラス、外壁等の非構造部材の脱落防止対策

宮城県沖地震（昭和53年6月）や福岡県西方沖地震（平成17年3月）では、窓ガラスが破損、落下して多くの負傷者が出ました。このため、避難路・通学路に面する建築物の窓ガラス等の落下防止対策を講じる必要があります。

また、芸予地震（平成13年3月）や十勝沖地震（平成15年9月）では、体育館等の天井が落下し、負傷者が出ました。その後、東日本大震災（平成23年3月）においても、同様の被害が発生しています。

これを受け、天井の脱落防止措置による建築物等の安全性の確保を目的として、平成26年4月施行の建築基準法施行令等の改正により、特定天井は、技術基準に従って脱落防止対策を講ずる必要があります。

具体的には、市町及び消防部局と連携し、建築物防災査察等により窓ガラス等や天井材の非構造部材の脱落防止対策について、指導・助言を行います。

(3) 建築設備の耐震対策

大地震によりその建築物が崩壊や倒壊を免れたとしても、電気設備、給排水設備、空調設備等の建築設備が被害を受ければ、その建築物は機能しなくなります。

また、東日本大震災において住宅に設置されていた電気給湯器が、アンカーボルトの緊結が不十分等の原因で多数転倒したことを受け、建築設備の構造耐力上安全な構造方法を定めた告示が改正され、転落防止措置の基準が明確化されました。特に、防災上重要な施設の建築設備の耐震対策や住宅の給湯設備の転落防止対策も重要です。

このため、建築物の構造体と同様、建築設備についても耐震化を図る必要があります。

具体的には、重点的に耐震化を図るべき建築物（住宅を除く。）を対象に、建築物防災査察等を活用し、建築設備の耐震化について指導・助言を行うとともに、建築士定期講習会等で周知します。

(4) 家具の転倒防止対策

高さが高い家具については地震時に転倒するおそれがあり、場合によっては死傷の可能性もあり、また避難時の妨げにもなります。

このため、市町及び建築関係団体と連携し、自治会組織や広報誌を通して情報提供するなど、身近な住宅の耐震対策として、家具の固定等の転倒防止対策について促進します。

(5) エレベーター及びエスカレーターの安全対策

平成21年9月施行の建築基準法施行令等の改正により、新設エレベーターについては、戸開走行保護装置の設置や地震時等管制運転装置の設置が義務化され、既設エレベーターについても改修が求められています。そのため、エレベーター内への閉じ込めによる災害を防止するために、建築物の所有者等に既設エレベーターの改修や地震対策、管制運転・安全装置等の整備や改良の必要性について啓発し、必要に応じて改善指導を行います。

また、東日本大震災においてエレベーターの釣合いおもりやエスカレーターが落下する事案が複数確認されたことから、平成26年4月施行の建築基準法施行令等の改正に

伴いエレベーター及びエスカレーターの脱落防止対策が明確に示されたことにより、既設エレベーター及びエスカレーターについても必要に応じて改善指導を行います。

耐震基準を満たしていないエレベーター及びエスカレーターについては、所管行政庁と連携し、建築基準法の定期報告の機会などを捉え、所有者や管理者に対し改善を促します。

(6) 耐震化のための基礎資料の作成

①避難路等の状況把握及び沿道住宅・建築物耐震化基礎資料の整備

市町において、避難所や防災拠点施設等に通じる避難路及びこの避難路に通じる幅員の狭い街路等の状況を調査し、避難路等沿道住宅・建築物耐震化基礎資料として整備します。

これに基づき、これらの道路等を閉塞するおそれのある住宅・建築物についての現状を把握し、市町とも連携を図りつつ、耐震診断及び耐震改修を促進します。

②特定既存耐震不適格建築物の耐震化基礎資料の整備

特定既存耐震不適格建築物について、その耐震化の状況をデータベース化することにより、耐震化の目標設定や耐震化のための施策を策定するための基礎資料として整備します。これに基づき、計画の中間年度に耐震化の現状の把握を行うとともに、特定既存耐震不適格建築物の位置を把握し、市町や関係部局等と連携しつつ、特定既存耐震不適格建築物の所有者に対し、当該建築物の耐震診断、耐震改修を計画的に行うよう誘導します。

上記①、②の施策を実施するにあたっては、建築物の集中する区域、緊急輸送路や幹線道路、防災拠点施設等の災害時に機能を保持する必要があるもので優先順位の高い道路及び施設が多く分布する市街地から整備を順次すすめる方針とし、当面は都市計画区域内から優先的に整備を行っていきます。

第4章 建築物の地震に対する安全性向上に関する周知・啓発

1 地震防災マップの作成・公表

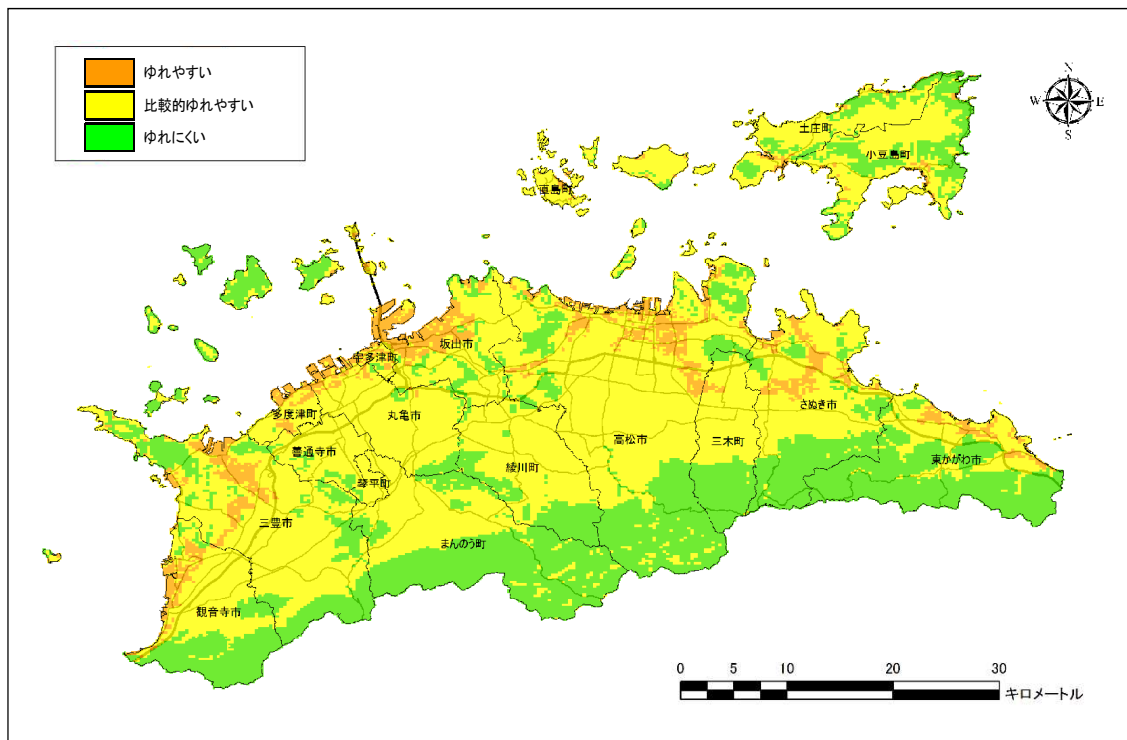
住宅・建築物の耐震化に対する所有者等への意識啓発を図るため、発生のおそれがある地震の概要と地震による危険性の程度等を記載した地図（地震防災マップ）を作成し、住民に公表することが重要です。

地震防災マップは、各市町の市街地の状況や地形・地盤の状況を考慮した区域の区分とし、各区域のゆれやすさを表示した「ゆれやすさマップ」のほか、地域の状況に応じ、地盤の液化化や崩壊の危険性、市街地の火災の危険性、避難の困難さ等に関する「危険度マップ」の作成も重要です。

地震防災マップは、地域の特性に応じた内容とし、地域住民にとって身近な問題であるという認識を持つことが重要であるため、市町が作成するものとし、県は作成に当たって技術的な支援や市町間の調整を行います。

（参考）ゆれやすさマップ

出典：香川県地震・津波被害想定調査報告書



上図は、国土交通省国土政策局「国土数値情報（行政区域データ）」をもとに香川県が編集・加工したものです。

2 相談体制の整備及び情報提供の充実

県は、住宅・建築物の所有者等に対する耐震診断・耐震改修の普及・啓発を図るため、ホームページによる情報提供を行うとともに、県庁、小豆総合事務所及び各土木事務所（高松土木事務所を除く。）に耐震相談窓口を設け、建物所有者等に対し、耐震診断・耐震改修に関する知識の普及・啓発を行い、地震防災についても情報提供を行うように努めます。

また、全市町においても、耐震相談窓口を設置し、情報提供を行います。県は、市町の担当者に対し、レベルアップを図るための研修等を実施します。

なお、近年、好評を得ている建築士による無料相談会を、引き続き、市町と連携して、定期的を開催します。

表4-1 耐震相談窓口での情報提供の内容

情報提供の内容
耐震診断の概要や診断を受ける方法
耐震診断や耐震改修を実施可能な事業者情報提供
耐震診断・耐震改修の工法に関する支援制度
耐震改修の工法の紹介（実例集の紹介）
リフォームにあわせた耐震改修の方法
耐震改修促進税制等に関する情報提供
家具転倒防止等屋内での安全確保の方法
地震防災に関する情報

3 パンフレットの作成、講習会の開催

耐震診断、耐震改修を促進するためには、住宅・建築物の所有者等が自らの問題であることを認識する必要があります。

このため、県は市町、建築関係団体と連携し、以下の事業を行います。

①パンフレットの作成・配布

現在、住宅・建築物の耐震化に関する各種パンフレットを作成し、個別訪問の際に配布するなど、地震を含めた災害に対する防災意識を啓発しています。

また、耐震相談窓口には、「耐震設計とは」（県土木部建築指導課作成）や「誰でもできるわが家の耐震診断（一般財団法人日本建築防災協会編）」等を備え、相談時に活用するとともに既存ブロック塀の安全対策や外壁・窓ガラスの落下防止対策を啓発するパンフレットも備え付けています。

今後とも、耐震相談窓口等において、これらの資料を活用して県民の耐震化に関する相談に対応します。

県作成パンフ(一例)



②講習会等の開催

現在、県では、定期的に木造住宅耐震対策講習会を開催しており、専門家用講習会の受講者の氏名等を県民の縦覧に供しています。

また、総合防災訓練等の各種イベントで住宅・建築物の耐震化を啓発するコーナーを設置し、県民の相談等に応じたり、各地で開催される「出前懇談会」を利用して地震防災の重要性について説明をしています。

引き続き、これらの事業を推進するとともに、関係団体が実施する講習会等の情報提供及び参加の働きかけを行います。

4 リフォームにあわせた耐震改修の誘導

耐震改修工事は、内外装の改修、設備の更新、バリアフリー化等の工事にあわせて行う方が効率的であり、工事費も単独で行うよりも割安になります。

このため、講習会等を通して建築物の所有者等へこれらのメリットを説明するとともに、融資制度や優遇税制、住宅の耐震化への補助制度等の情報提供を行い、リフォームとあわせた耐震改修を行うよう誘導します。

5 自治会等との連携

地震による被害を軽減するためには、日頃から危険箇所等を点検して地域で情報を共有しておくことが大変重要です。このことは、地域全体での住宅・建築物の耐震化の促進、危険なブロック塀や落下物の改修等につながることであります。

これらは自治会単位で実施することが効果的であるため、基本的には市町が主体的に支援すべきものであり、県は情報提供や技術的な支援を行います。

第5章 法による指示・公表及び建築基準法による勧告又は命令等についての の所管行政庁との連携

1 法による指導等の実施

(1) 指導・助言の方針

県及び所管行政庁は、特定既存耐震不適格建築物の所有者に対し、住宅相談や防災査察、定期報告制度等を活用して耐震化の必要性を説明するとともに、耐震診断及び耐震改修を実施するよう指導・助言を行います。

特に、特定既存耐震不適格建築物のうち災害対策活動の拠点となる庁舎、避難収容施設となる学校、救護施設となる病院については積極的に指導、助言を行うものとします。

(2) 指示の方針

県及び所管行政庁は、次の建築物で一定規模以上のものについて耐震診断又は耐震改修が行われていない場合には、その所有者に対して必要な指示を行います。

- ・病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、その他不特定多数の者が主として利用する特定既存耐震不適格建築物
- ・小学校、老人ホームその他地震の際の避難確保上特に配慮を有する者が主として利用する特定既存耐震不適格建築物
- ・火薬類、石油類その他の危険物であって一定の数量以上のものの貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物

(3) 公表の方針

県及び所管行政庁は、正当な理由がなく指示に従わなかったときは、その旨を公表することができるかとされていますが、公表に当たっては、特定既存耐震不適格建築物の用途や重要度、耐震性能の程度、倒壊した場合の周辺への影響等を総合的に考慮するとともに、あらかじめ公表する旨を所有者に通知します。

2 建築基準法による勧告又は命令等の実施

県及び所管行政庁は、建築物の損傷、腐食その他の劣化が進み、そのまま放置すれば著しく保安上危険となるおそれがあると認められる場合において、その建築物の所有者等に対し、当該建築物の除却、修繕等を行うよう勧告を行います。

また、法の規定により公表を行ったにもかかわらず、建築物の所有者が耐震改修を実施しない場合で、構造体、屋根ふき材等及び建築設備の地震に対する安全性について著しく保安上危険であると認める場合において、当該所有者等に対し、相当の猶予期限を設けて、当該建築物の除却、修繕等を行うよう命令します。

1 市町が定める耐震改修促進計画

法の規定により、市町は国の基本方針及び県計画を勘案して、区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための計画（以下「市町計画」という。）を定めるよう努めるものとされています。

(1) 市町計画の基本的事項

市町計画の策定に当たっては、各市町の状況を踏まえ、詳細な地震防災マップの作成及び公表、優先的に耐震化を図る建築物や重点的に耐震化を図る区域の設定、地域住民との連携による啓発活動等について、地域の状況に応じて策定するものとします。

(2) 住宅・建築物の耐震化率の目標

市町において想定される地震の規模、被害の状況、住宅・建築物の耐震化の現状等を勘案して、耐震化率の目標を設定するものとします。

目標は一定期間ごとに検証を行い、その旨を市町計画に記載することが望ましいとされています。

なお、目標の設定に当たっては防災部局、衛生部局、教育委員会等の関連部局と十分連携を図ることが重要です。

(3) 住宅・建築物の耐震化を図るための施策

市町と住宅・建築物の所有者との役割分担を明確にしたうえで、それぞれが実施すべき事業の方針等具体的な取組みについて定めます。施策等については下記の事項を参考に検討するものとします。

①市町が実施すべき施策

◇耐震診断、耐震改修

- ・市町有施設の耐震診断、耐震改修の実施
- ・民間建築物の耐震診断、耐震改修の促進
- ・コンクリートブロック塀の転倒防止対策、屋根ふき材等の落下防止対策及び建築設備の耐震対策の指導（所管行政庁）
- ・県が実施するコンクリートブロック塀の転倒防止対策、屋根ふき材等の落下防止対策及び建築設備の耐震対策の指導への協力（所管行政庁以外）
- ・家具の転倒防止対策の促進

◇普及、啓発等

- ・相談窓口の設置及び運営
- ・耐震化に関する情報の提供
- ・自治会組織を活用しての耐震化の啓発

◇技術者の養成

- ・県が行う耐震診断、耐震改修に関する講習会への協力

②建築物の所有者の役割

◇耐震診断、耐震改修等の実施

- ・自ら所有又は管理する住宅・建築物の耐震診断
- ・耐震診断の結果に応じ、耐震改修等
- ・自ら所有又は管理するコンクリートブロック塀の安全対策
- ・自ら所有又は管理する住宅・建築物の屋根ふき材等の落下防止対策
- ・自ら所有又は管理する建築設備の耐震対策
- ・家具の転倒防止対策

(4) その他

① 市町住民にとっては身近な存在であることから、自治会等を通じて下記のような地震時の総合的な安全対策に関する方針等を定めることが重要です。

- ・コンクリートブロック塀の転倒防止対策
- ・窓ガラス等の落下防止対策
- ・家具の転倒防止対策
- ・パンフレットの配布及びその説明
- ・懇談会等による啓発

② 地域住民にとって、自分の住宅等がある場所が地震時にどの程度揺れるのか、あるいはどの程度の危険性があるのかが分かる地震防災マップを作成することは非常に重要であることから、早急に作成することが望まれます。

③ 緊急輸送路の沿道建築物で、地震時に倒壊することによって当該道路を閉塞するおそれのあるものについて、国土交通省が所管する住宅・建築物耐震改修事業に基づいて耐震化の事業を行う場合には、市町計画に「平成32年度までに沿道の建築物の耐震化を図ることが必要な道路」として記載する必要があります。

2 本計画の推進に関する事項

(1) 協議会

住宅・建築物の耐震化促進のための施策の検討や目標の達成状況の把握や検証等を行うため、「香川県耐震改修促進計画推進協議会」を設置します。

(2) 市町や建築関係団体との連携

住宅・建築物の耐震化を促進するためには、市町及び建築関係団体との連携が不可欠であり、今後も下記の事項について連携を図り、積極的に取り組みます。

- ◇耐震診断、耐震改修等の相談の実施
- ◇耐震診断、耐震改修等の講習会の開催
- ◇耐震化に関する情報提供

3 その他

(1) 地震保険への加入の促進

地震により家屋が倒壊や損傷を受けた場合に所有者は多額の損害を負うこととなります。これに備えて、地震保険に加入することは大切であると考えられるので、地震保険の加入を啓発します。

別表 第3章 3-(1)-③に掲げる「大規模な地震が発生した場合において、その利用を確保することが公益上必要な建築物」

	建築物の名称	所在地
1	香川県庁舎東館 高層棟	高松市番町四丁目1番10号
2	香川県庁舎東館 低層棟	高松市番町四丁目1番10号
3	丸亀市立中央保育所 保育棟	丸亀市大手町二丁目1番41号
4	丸亀市立中央保育所 遊戯室棟	丸亀市大手町二丁目1番41号
5	社会福祉法人誠心保育園はらだ分園 遊戯室棟	丸亀市原田町2046番地
6	丸亀市立飯野保育所	丸亀市飯野町東分2576番地
7	丸亀市立垂水保育所 保育棟	丸亀市垂水町1709番地
8	丸亀市立西幼稚園 北保育棟	丸亀市南条町34番地2
9	丸亀市立西幼稚園 南保育棟	丸亀市南条町34番地2
10	丸亀市土器コミュニティセンター	丸亀市土器町東七丁目160番地
11	坂出市本庁舎 本館	坂出市室町二丁目3番5号
12	川津文化センター	坂出市川津町6100番地
13	^{にし} のしょう 西庄児童館	坂出市西庄町1155番地6
14	善通寺市庁舎	善通寺市文京町二丁目851番3
15	善通寺公民館本郷通り分館	善通寺市上吉田町三丁目1044番地1
16	土庄町役場	小豆郡土庄町甲559番地2
17	^{にぶ} 二生公民館	小豆郡小豆島町二面字寺前568番地1
18	まんのう町美合出張所	仲多度郡まんのう町川東1494番地1
19	^{はらいがわ} 祓川児童館	仲多度郡まんのう町吉野下173番地60
20	まんのう町 ^{かんの} 神野婦人の家	仲多度郡まんのう町岸上116番地
21	まんのう町高篠ふれあいセンター	仲多度郡まんのう町東高篠93番地1

香川県耐震改修促進計画推進協議会運営要領

(目的)

第1条 この要領は、香川県耐震改修促進計画に基づき設置する香川県耐震改修促進計画推進協議会の運営について、必要な事項を定めることを目的とする。

(協議会の構成)

第2条 協議会は次表の行政機関により構成する。

機 関 名	管 轄
香川県政策部政策課	総合施策
香川県総務部総務学事課	私立学校
香川県総務部財産経営課	県有施設全般
香川県危機管理総局危機管理課	防災施策全般及び危険物貯蔵・処理施設
香川県健康福祉部健康福祉総務課	生活保護施設
香川県健康福祉部長寿社会対策課	老人福祉施設
香川県健康福祉部子育て支援課	児童福祉施設
香川県健康福祉部障害福祉課	障害福祉施設
香川県健康福祉部医務国保課	病院、診療所
香川県健康福祉部生活衛生課	ホテル、旅館、公衆浴場、興行場等
香川県商工労働部経営支援課	大規模小売店舗
香川県土木部土木監理課	建設業、土木部総括
香川県土木部住宅課	住宅施設
香川県教育委員会総務課	市町立学校
香川県教育委員会高校教育課	県立高等学校
香川県教育委員会特別支援教育課	県立特別支援学校
香川県教育委員会生涯学習・文化財課	博物館、図書館、社会教育施設
香川県警察本部会計課	公安委員会所管施設
香川県総務部営繕課	県有施設全般（技術に関すること）
香川県土木部建築指導課	上記以外の建築物
高松市都市整備局建築指導課	高松市管内の民間建築物

(会議の招集)

第3条 会議の招集は、事務局が行う。

(会議の公開)

第4条 会議は原則として公開し、その方法は第6条に定める会議録の公開とする。ただし、会議録中に、香川県情報公開条例（平成12年条例第54号）第7条各号のいずれかに該当する部分がある場合には、その部分を公開しないことができる。

(説明又は意見の聴取)

第5条 協議会は、必要があると認めるときは関係者等の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

2 協議会には、次の建築関係団体又はその一部により構成する分科会を置き、必要があると認めるときは当該分科会を開催する。

- (1)一般社団法人香川県建築士会
- (2)一般社団法人香川県建築士事務所協会
- (3)一般社団法人香川県建設業協会
- (4)一般社団法人香川県宅地建物取引業協会

(会議録の作成)

第6条 協議会及び分科会の会議については、会議録を作成し、次の事項を記載するものとする。

- (1)会議の日時及び場所
- (2)出席者の機関名及び職氏名
- (3)協議の経過及び結果の概要
- (4)その他協議会において必要と認める事項

2 会議録は事務局において作成し、保管する。

(事務局)

第7条 協議会の事務局は、香川県土木部建築指導課におく。

(補則)

第8条 この要領に定める事項のほか、協議会の運営に必要な事項は協議会において定めるものとする。

附 則

この要領は平成22年3月24日から施行する。

附 則

この要領は平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要領は平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要領は平成28年8月1日から施行する。